

「御腰物御小道具帳」翻刻（部分）

島根大学企画部図書情報課 佐藤 陽子

島根大学法文学部 小林 准士

本号掲載の「桑原文庫に見る桑原羊次郎の刀装具研究」に関連し、松江藩主松平家初代から九代の廟墓がある月照寺（島根県松江市）蔵「御腰物御小道具帳」の表紙から九丁表までを翻刻した。

島根大学附属図書館蔵桑原文庫の『金工鑑定秘訣』には、松平家が所持していた後藤一門の刀装具「金紋俱利伽羅龍三処揃 裏哺金」と「金紋這龍三処揃 裏哺金」を、一八九八（明治三一）年に桑原羊次郎（前稿参照）が実見した旨の書入れがある。「松平」は徳川幕府の親藩や徳川氏と縁戚の家々等で用いられる名字であり、ここで言及されているのがどの松平家を指すのか当該資料のみでは明瞭ではないため、周辺情報から推察したい。

羊次郎は自身の著作『日本装剣金工史』で旧松江藩主松平定安の三男・松平直亮伯爵所蔵の後藤家の刀装具「這龍三處揃俱利伽羅龍三處揃各十三代」について述べ

ているが、その書きぶりから羊次郎が該当作を実見したことがうかがえるほか、羊次郎が松平直亮家の刀装具を実見できる人脈を持っていたことが分かる。

旧松江藩主家所蔵の刀装具は「御腰物御小道具帳」に記されており、二丁から九丁表に「金紋俱利伽羅龍三処揃 裏哺金」と「金紋這龍三処揃 裏哺金」に相当すると思われる「金紋俱利伽羅龍三所物」および「金紋這龍御三所物」の記載がある。なお、三処揃と三所物は同義である。

同帳記載品のうち、親族に譲った品や刀剣の拵に使用されることになったものは但し書きがある。但し書きには年が記されている場合もあり、当該箇所については一八八三（明治一六）年が最も新しいため、この前後の時代に旧松江藩主家で所持していた刀装具が記されていると想定できる。羊次郎が『金工鑑定秘訣』に書入れた実見は一八九八（明治三一）年に行われており、仮に一八八三（明治一六）年ごろの資料として実見までに一五年の差があることに留意したい。

さて、『金工鑑定秘訣』書入れに見える俱利伽羅龍三処揃および這龍三処揃の金工師名と、「御腰物御小道具

帳」所載品で前述の但し書きがない名を比較するとほぼ一致する。

曖昧な点が残るのは、廉乗作の金紋俱利伽羅龍についてである。「御腰物御小道具帳」八丁表には、天保一五（二八四四）年の書入れで「此三所物之内御目貫御小刀柄斗り則景御脇指二掛り御筭ハ此所江入置」とあり、三所物のうち、目貫と小柄（小刀柄と同義）はなく、筭のみ残っていることが分かる。しかし、同頁には貼紙もあり、そこには朱字で、「此分御筭斗り有之歟重而吟味ノ事」とあるため、筭がどこかの時点で紛失したか、本来収められているものとは異なる品ではとの疑義が生じたことが想像される。

しかし、他の刀装具の金工師名は一致するため、『金工鑑定秘訣』の書入れに記された松平家は旧松江藩主家の当主松平直亮家のことと十分推測できる。

〔凡例〕

一、本稿は、月照寺所蔵文書四二『御腰物御小道具帳』を部分的に翻刻したものである。月照寺所蔵文書の目録は、松江市教育委員会編『乙部家等古文書史料調査目

録』（松江市文書調査報告書第一集、二〇一〇年）に掲載されている。同書によると、「御腰物御小道具帳」を含む旧藩主関係の文書は松平直亮が寄進したと伝わっている。

一、史料の翻刻にあたっては、原則として旧字体を新字体に改めた。

一、異体字・俗字・略字・合字のうち、より分、ならびに并、ばかり斗、めメについてはそのままとした。

一、変体仮名は現行の字体に改めたが、助詞等に用いられる与・江・而・茂・歟についてはそのままとした。

一、抹消されている箇所は、見せ落消ちと右側に付した。一、朱字による書入れは、朱字と右側に付した。朱字による傍線も付されている場合は、「朱字 傍線あり」とした。

一、原文で魚編に内の漢字がある。これは下に子を付してナナコと読み、刀装具によく用いられる彫金技法を示す。該当の漢字が表示されないため、便宜上、現在使用される「魚々子」で代用する。

一、原文の改行は、必要と認めた場合以外は追い込みとした。読者の便をはかるため、本文に改行や並列（・）

を加えた箇所もある。

一、本文の文字サイズは同一とした。

一、頁の変わり目に、丁数と表裏を「一丁オ」のように小字で右側に付した。

一、適宜、米印（※）を付して注記した。

〔付記〕

元となる翻刻は佐藤陽子（島根大学企画部図書情報課）が担当し、小林准士（島根大学法文学部）が監修した。

〔謝辞〕

本史料の翻刻についてご許可いただいた月照寺様にこの場を借りて御礼申し上げます。

なお、当翻刻は、二〇一九年度法文学部山陰研究プロジェクト「山陰地域の文学・歴史関係資料の研究と活用に関するプロジェクト」（代表・野本瑠美）による研究成果の一部である。

〔翻刻〕

表紙 御腰物御小道具帳

奥御納戸

○朱字 印御仕立御寄訳御讓被進等二相成此内ニ無之分

○朱字 一_{二丁オ} 朱塗静海波沈金彫内黒塗御三所物箱

指蓋并後之刀七宝透し

蓋裏金粉銘 銘後藤四郎兵衛光孝書

塗温故張寛武永作

袋雲龍紋錦恵花色海気緒つかり藍天鷲絨

御引出シ拾三銘々蓋附

蓋之甲中之処黒塗各金粉銘有蓋裏

黒_下天鷲絨張金溜塗四歩一付黒塗落シ蓋有

中箱桑金粉銘有銅錠前金物付

外箱椴白木

御三所物何れ茂表猩々緋裏金摺之切張有之板ニ

付居

内_{二丁オ}

一 金紋這龍御三所物壹通

作祐乘

御筭後藤政光彫附棹乘下地程乘
地板赤銅魚々子裏哺金

光孝極

廉乘彫附

代式捨枚

棹 程乘

下地 廉乘

文政三才八三才四十月無銘十三番則光御小サ刀二御用二相成

地板赤銅魚々子裏哺金

光理極

一 金紋這龍御三所物壹通

作德乘

代千貫

地板赤銅魚々子裏哺金棹下地後

光孝極

一 金紋這龍御三所物壹通

作宗乘

代二百五拾貫

光孝彫附

地板赤銅魚々子裏哺金棹下地後

光孝極

八拾式番兼光御小サ刀二掛

代二百五拾貫

一 金紋這龍御三所物壹通

作榮乘

作乘真

地板赤銅魚々子裏哺金

光理極

一二丁 金紋這龍御三所物壹通

作乘真

代式百貫

光孝彫附

地板赤銅魚々子裏哺金

光孝極

代三百貫

朱字年号不知四月十四日酒井左衛門尉殿へ治郷公ヨリヒクサ
夕御茶入卜御替物二相成候由酒井公御受証も有之 明治
十六年十月記 ※村印あり 之

一 金紋這龍御三所物壹通

作光乘

○ 朱字 傍線あり 一 金紋這龍御三所物壹通

作顯乘

御小刀柄光孝彫附

御讓之節より無之

三丁ウ
一 金紋這龍御三所物沓通

作即乘

御目貫斗光重御小サ刀ニ掛

一 金紋這龍御三所物沓通

作壽乘

自身彫附

自身彫附

地板赤銅魚々子裏哺金

光孝極

地板赤銅魚々子裏哺金

光理与有之

代式百貫

光孝極

代百貫

朱字
右朱書ニ同シ ※村上印あり

○ 朱字 傍線あり 一 金紋這龍御三所物沓通

作程乘

※墨字による注記
壽乘御目貫以前光重御小サ刀ニ掛居候処此度両山 御
參詣之節御指被遊旨被 仰出候ニ付御小柄御筭も光重掛

御讓之節分無之

ル 天保十一庚子年五月十七日

一 金紋這龍御三所物沓通

作廉乘

四丁ウ 朱字
右朱書ニ同シ ※村上印あり

作光孝

四丁オ
地板赤銅魚々子裏哺金棹下地後

光孝極

○ 朱字 傍線あり 一 金紋這龍御三所物沓通

代金六枚

御讓之節分無之

一 金紋這龍御三所物沓通

作通乘

五丁オ
一 金銀砂子研出シ小口几帳面共金粉裏朱塗八重組御三

自身彫附

所物箱

光寿与有之

蓋裏金粉銘 銘後藤四郎兵衛光孝書

地板赤銅魚々子裏哺金

光理極

塗古満休白安章作

代百貫

袋金入緞子之類歟裏御納戸海気歟緒つより茶

中六重式並ひ二而拾式箱銘々蓋附各朱塗金粉銘有

十二代証文入箱中蓋金粉銘 九阜文書

中箱木地蠟色金粉銘有真鍮錠前附

外箱椴白木

御三所物何れ茂表黒天鷲絨裏金摺之切張有之板二附居

銘々黒天鷲絨蒲団沓蓆添

○一 金紋俱利伽羅龍御三所物沓通

金無垢地水

作宗乘

光孝極

代金二拾枚

アリ 一 金紋俱利伽羅龍御三所物沓通

御小刀柄斗

光孝彫附

外二乗真之カウヒ沓アリ

地板赤銅魚々子裏哺金棹下地後 光孝極

代三百貫

アリ 一 金紋俱利伽羅龍御三所物沓通

廉乘彫附

棹下地廉乘

地板赤銅魚々子裏哺金

光理極

代千貫

此分内外朱塗蓋金粉銘中箱二入居

右同様之中空箱沓ツ

蓋二金粉銘

乘真作 総金龍三所物二十四疋有之

安行御短刀二掛

酒井様へ参りナシ

アリ 一 金紋俱利伽羅龍御三所物沓通

作德乘

御小刀柄斗

光壽彫附

光理極

代三百貫

光孝彫附

外二乗真之カウヒ沓アリ

光孝極

代三百貫

光理極

代千貫

酒井左衛門尉殿江 治郷公ヨリヒクサタ御茶入ト御替ニ

相成候由酒井公受証ニ有之 明治十六年十月記之

ナシ 一 金紋俱利伽羅龍御三所物沓通 作光乘

アリ 一 金紋俱利伽羅龍御三所物沓通

作德乘

御小刀柄斗

地板赤銅魚々子裏哺金

光理極

代三百貫

朱字
アリ

一 金紋俱利伽羅龍御三所物壹通
七字ウ
地板赤銅魚々子裏哺金

作榮乘
光孝極
代式百貫

※墨字による注記
此御三所物十六番宗光小刀ニ掛居候処此度宗光則景御大
小御拵直シニ相成候ニ付此三所物之内御目貫御小刀柄斗
り則景御脇指ニ掛り御筭ハ此所江入置 天保十五甲辰年
七月十一日改之節記置

朱字
御筭斗

朱字
アリ

一 金紋俱利伽羅龍御三所物壹通
金無垢地水

作顯乘
自身彫付
光孝極
代式百五拾貫

一 金紋俱利伽羅龍御三所物一通
※貼り紙に朱字
此分御筭斗り有之歟重而吟味ノ事
棹下地金哺地魚々子

作廉乘
光孝極
代百五拾貫

朱字
アリ

一 金紋俱利伽羅龍御三所物壹通
地板赤銅魚々子裏哺金

作即乘
光孝彫付
棹下地 通乘
光理極
代式百貫

朱字
天保五年

此御三所物入候箱蓋損シ有之
目貫 小柄 即量に懸ル

八丁ウ ※墨字による注記
御小柄

文久元酉年七番彦兵衛祐定御刀ニ懸ル

※墨字による注記
御目貫・御筭

慶應三卯五月直應様ニ被進御大小ニ

朱字 傍線あり
御掛ニ相成
ナシ 一

金紋俱利伽羅龍御三所物一通

作通乘

八丁オ 朱字
アリ

一 金紋俱利伽羅龍御三所物一通
地板赤銅魚々子裏哺金

作程乘
光孝極
代百五拾貫

朱字 見せ落ち
此度御寄沢ニ相成

金無垢魚々子

光孝極

自身彫附
光寿与有之

代式百貫

アリ^{朱字} 一 金紋俱利伽羅龍御三所物一通

作壽乘

地板赤銅魚々子裏哺金

光孝極

代金七枚

アリ^{朱字} 一 金紋俱利伽羅龍御三所物一通

作光孝

九才
地板赤銅魚々子裏哺金

自身彫附

※上から紙を貼られている
外一金貝之落紙包有之

以上